

## 条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和2年12月定例県議会に提案される福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の制定について、別紙1のとおり知事から意見の聴取があったため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6号）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定に基づき、承認を求めます。

### 知事から意見を求められた条例案

- 1 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

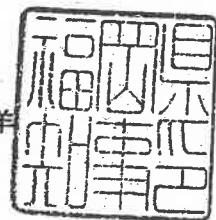
令和2年11月27日  
教 育 長

2人第1268号

令和2年11月16日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 小川洋



## 条例の提案に対する意見の聴取について

令和2年12月定例県議会に下記の条例案を別紙のとおり提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

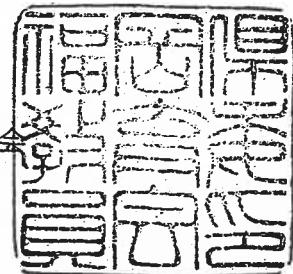
### 記

- 1 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

2教総第1604号  
2教財第947号  
令和2年11月17日

福岡県知事殿

福岡県教育委員会



条例の提案に対する意見の申出について(回答)

(対11月16日2人第1268号)

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

## 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和2年10月15日付けの職員の給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の期末・勤勉手当の額を改定するもの

### 2 改正の概要

(1) 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当：4.5ヶ月分 → 4.45ヶ月分（期末手当を0.05ヶ月分引き下げ）

支給期	現行	改正案	
		令和2年度	令和3年度以降※
6ヶ月期	2.25月	2.25月	2.225月
12ヶ月期	2.25月	2.2月	2.225月
計	4.5月	4.45月	4.45月

※ 令和3年度以降は6ヶ月期と12ヶ月期の支給月数を均等に配分

### 3 施行期日

公布の日

ただし、令和3年度以降の支給月数については令和3年4月1日

# 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和2年10月15日付けの職員の給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の期末・勤勉手当の額を改定するもの

## 2 改正の概要

(1) 福岡県職員の給与に関する条例の一部改正

期末・勤勉手当：4.5月分 → 4.45月分 (期末手当を0.05月分引下げ)

支給期	現行	改正案
6ヶ月期	2.25月	令和2年度 令和3年度以降※
12ヶ月期	2.25月	2.2月 2.225月
計	4.5月	4.45月 4.45月

※ 令和3年度以降は6ヶ月期と12ヶ月期の支給月数を均等に配分

(2) 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正  
期 末 手 当 : 3.4月分 → 3.35月分 (0.05月分引下げ)

## 3 施行期日

公布の日

ただし、令和3年度以降の支給月数については令和3年4月1日

## 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 改正の理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定するもの

### 2 改正の概要

期末手当：3.4月分 → 3.35月分 (0.05月分引下げ)

支給期	現行	改正案	
		令和2年度	令和3年度以降*
6ヶ月期		1.7月	1.7月
12ヶ月期		1.7月	1.65月
計		3.4月	3.35月

\* 令和3年度以降は6ヶ月期と12ヶ月期の支給月数を均等に配分

### 3 施行期日

公布の日

ただし、令和3年度以降の支給月数については令和3年4月1日

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案要綱

一 概要

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和二年十月十五日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の期末・勤勉手当の額を改定するものである。

二 条例案の要旨

- (一) 期末手当の支給割合を百分の百二十五（特定管理職員にあっては、百分の百五）とするものであること。（条例第一条の規定による改正後の第二十条関係）
- (二) 期末手当の支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあっては、百分の百七・五）とするものであること。（条例第二一条の規定による改正後の第二十条関係）
- (三) この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、前記(二)は令和三年四月一日から施行するものであること。（附則関係）

第 号議案

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年十二月 日

福岡県知事 小川洋

理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和二年十月十五日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県公立学校職員の期末・勤勉手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

## 第 号議案

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 新旧対照表

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号） （第一条関係）	
改 正 案	現 行
（期末手当）	（期末手当）
第二十条（略）	第二十条（略）
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百 二十五を乗じて得た額（管理又は監督の地位に ある職員のうち、人事委員会規則で定める職員 （第二十二条において「特定管理職員」という 。）にあつては、百分の百五を乗じて得た額）に 、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、當該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一四五（略）	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百 三十を乗じて得た額（管理又は監督の地位にあ る職員のうち、人事委員会規則で定める職員（ 第二十二条において「特定管理職員」という。 。）にあつては、百分の百十を乗じて得た額）に 、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、當該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一四五（略）
3 再任用職員に対する前項の規定の適用につい ては、同項中「百分の百二十五」とあるのは「 百分の七十二・五」と、「百分の百五」とある のは「百分の六十二・五」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用につい ては、同項中「百分の百三十」とあるのは「百 分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるの は「百分の六十二・五」とする。
4 6（略）	4 6（略）

福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第五十一号）

（第二条関係）

改 正 案

現 行

（期末手当）

第二十条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一二四（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 一六（略）

（期末手当）

第二十条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一四（略）

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 一六（略）

# 福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

## 案要綱

### 第一 概要

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和二年十月十五日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の期末・勤勉手当の額を改定するものである。

### 第二 条例案の要旨

#### 一 福岡県職員の給与に関する条例の一部改正

(一) 期末手当の支給割合を百分の百二十五（特定管理職員にあつては、百分の百五）とするものであること。（条例第一条の規定による改正後の第二十一条関係）

(二) 期末手当の支給割合を百分の百二十七・五（特定管理職員にあつては、百分の百七・五）とするものであること。（条例第二条の規定による改正後の第二十一条関係）

#### 二 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

(一) 期末手当の支給割合を百分の百六十五にとするものであること。（条例第三条の規定による改正後の第六条関係）

(二) 期末手当の支給割合を百分の百六十七・五とするものであること。（条例第四条の規定による改正後の第六条関係）

#### 三 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

(一) 期末手当の支給割合を百分の百六十五とするものであること。（条例第五条の規定による改正後の第五条関係）

(二) 期末手当の支給割合を百分の百六十七・五とするものであること。（条例第六条の規定による改正後の第五条関係）

#### 四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条

## 例の一部改正

令和二年十二月に支給する期末手当の額について、特例を定めるものであること。（条例第七条の規定による改正後の附則第五項関係）

## 五 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正

令和二年十二月に支給する期末手当の額について、特例を定めるものであること。（条例第八条の規定による改正後の附則第三項関係）

## 六 その他

この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、一の〔〕、二の〔〕及び三の〔〕は、令和三年四月一日から施行するものであること。（附則関係）

第 号議案

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年十二月 日

福岡県知事 小川 洋

理由

福岡県人事委員会の議会及び知事に対する令和二年十月十五日付けの給与に関する報告及び勧告に鑑み、本県職員の期末・勤勉手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(福岡県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の給与に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二十三条 福岡県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第二十四条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次

のように改正する。

第五条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に

「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第七条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十二年福岡県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

5 地方公務員法第二十二条の二の規定により臨時的に任用された職員に令和二年十二月に支給する期末手当の額は、第六条第一項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第 号)第一条の規定による改正前の県職員給与条例第二十一条第二項に規定する方法により算定した額とする。

(福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部改正)

第八条 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例(令和元年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

付則に次の二項を加える。

(令和二年十二月に支給する期末手当の額)

3 会計年度任用職員に令和二年十二月に支給する期末手当の額は、第十二条第二項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第 号)第一条の規定による改正前の県職員給与条例第二十一条第二項

福岡県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和二年福岡県条例第 号）による改正前の警察職員給与条例第二十条第二項又は福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和二年福岡県条例第 号）による改正前の学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条、第四条及び第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

## 第 號議案

福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

## 新旧対照表

福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号） （第一条関係）	
改 正 案	現 行
（期末手当）	（期末手当）
第二十一条（略）	第二十一条（略）
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百一十五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百三十を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十一条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一 六箇月 百分の百	一 六箇月 百分の百
二 五箇月以上六箇月末満 百分の八十	二 五箇月以上六箇月末満 百分の八十
三 三箇月以上五箇月末満 百分の六十	三 三箇月以上五箇月末満 百分の六十
四 三箇月未満 百分の三十	四 三箇月未満 百分の三十
3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十一・五」とする。	3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百三十」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十一・五」とする。
4 6（略）	4 6（略）

福岡県職員の給与に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十一号）

（第二条関係）

改 正 案

（期末手当）

第二十二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十七・五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十二条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」ととする。

4 6 （略）

現 行

（期末手当）

第二十二条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員のうち、人事委員会規則で定める職員（第二十二条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

4 6 （略）

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成十二年福岡県条例第七十六号) (第三条関係)	
改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第二項、第十九条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十二条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十二条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>

福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

(平成十二年福岡県条例第七十六号) (第四条関係)

改正案

現行

(給与条例の適用除外等)

第六条(略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第二項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

(給与条例の適用除外等)

第六条(略)

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十一条第一項及び第二項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年福岡県条例第七十六号。以下「任期付研究員条例」という。)第五条の規定」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十一条第一項及び警察職員給与条例第二十条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、県職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例

(平成十四年福岡県条例第五十七号) (第五条関係)

改正案

(給与条例の適用除外等)

第五条 (略)

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の一の二、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)以下「任期付職員条例」という。」第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の一の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十二条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期

現行

(給与条例の適用除外等)

第五条 (略)

2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の一の二、第十九条の二第一項、第二十条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第一項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項及び警察職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福岡県条例第五十七号)以下「任期付職員条例」という。」第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の一の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十二条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十二条第一項、学校職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十二条第二項、学校職員給与条例第二十条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十二条第一項、学校職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十二条第二項、学校職員給与条例第二十条第二項及び警察職員給与条例第二十条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」とする。

福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成十四年福岡県条例第五十七号) (第六条関係)	
改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の二の二、第十九条の二第二項、第二十条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第二項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の二の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十二条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する県職員給与条例第四条第一項、第十三条の二の二、第十九条の二第二項、第二十条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定、学校職員給与条例第四条第一項、第十九条の二第一項、第二十条第一項及び第二項並びに第二十三条の五第一項の規定並びに警察職員給与条例第四条第二項、第十八条の二第一項、第十九条並びに第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、県職員給与条例第四条第一項、学校職員給与条例第四条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年福岡県条例第五十七号。以下「任期付職員条例」という。）第四条の規定」と、県職員給与条例第十三条の二の二中「医師職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「医師職給料表の適用を受ける職員及び任期付職員条例第四条第一項の給料表の適用を受ける職員で医師職給料表の適用を受ける職員に相当する職員として人事委員会が認めるもの」と、県職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十条中「第十二条に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第十九条の二第一項及び第二十三条の五第一項中「第十二条の三に規定する職にある職員」とあるのは「第十二条の三に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第十八条の二第一項及び第十九条中「第十条に規定する職にある職員」とあるのは「第十条に規定する職にある職員及び任期付職員条例第二条第一項の規定により任期</p>

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十二条第一項、学校職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十二条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十二条第二項、学校職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十二条第二項中「百分の百一十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。

を定めて採用された職員」と、県職員給与条例第二十二条第一項、学校職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十二条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、県職員給与条例第二十二条第二項、学校職員給与条例第二十二条第一項及び警察職員給与条例第二十二条第二項中「百分の百一十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和三十二年福岡県条例第四十七号) (第七条関係)	
改 正 案	現 行
<p>1 ～ 4 (略)</p> <p>5 会計年度任用職員及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の三の規定による臨時に任用された職員に対し、令和二年十二月に支給する期末手当の額は、第六条第一項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第一号)第一条による改正前の県職員給与条例第二条に規定する職員の例によるものとする。</p>	<p>1 ～ 4 (略) (新設)</p>

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例 (令和元年福岡県条例第四号) (第八条関係)	
改正案	現行
1 1 1 2 (略) (令和二年十二月に支給する会計年度任用職員の期末手当の額)	1 1 1 2 (略) (新設)
3 会計年度任用職員に令和二年十二月に支給する期末手当の額は、第十三条第二項の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和二年福岡県条例第一号)第一条による改正前の県職員給与条例第二十一条第二項、福岡県警察職員の給与に関する条例(令和二年福岡県条例第一号)第一条による改正前の警察職員給与条例第二十条第二項又は福岡県公立学校職員の給与に関する条例(令和二年福岡県条例第一号)第二条による改正前の学校職員給与条例第二十条第二項に規定する方法により算定した額とする。	

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例案要綱

一 概要

一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定するものである。

二 条例案の要旨

(一) 期末手当の支給割合を百分の百六十五とするものであること。

(条例第一条の規定による改正後の第四条関係)

(二) 期末手当の支給割合を百分の百六十七・五とするものであるこ

と。(条例第二条の規定による改正後の第四条関係)

(三) この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、

(二)の規定は令和三年四月一日から施行するものであること。(附

則関係)

第 号議案

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和二年 月 日

福岡県知事 小川洋

理由

一般職の職員の期末・勤勉手当の状況に鑑み、特別職の職員の期末手当の額を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正  
する条例

第一条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

第 号 議案

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
新旧対照表

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号） （第一条関係）	
改 正 案	現 行
(常勤職員の給与等)	(常勤職員の給与等)
第四条 (略)	第四条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。 。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十二条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。	4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。 。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十二条第二項中「百分の百三十」とあるのは「百分の百七十」とする。

## 新旧対照表

福岡県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第十七号）  
 （第二条関係）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">(常勤職員の給与等)</p> <p>第四条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十二条第一項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」とする。</p>	<p style="text-align: center;">(常勤職員の給与等)</p> <p>第四条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 第一項の期末手当の額は、給料月額及び当該給料月額に百分の四十五を超えない範囲内で一般職の職員の例により知事が別に定める割合を乗じて得た額の合計額に一般職の職員の例による一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、福岡県職員の給与に関する条例第二十二条第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>